

船橋市の重層的支援体制整備事業 全体像(イメージ)

I 相談支援

① 包括的相談支援事業 (断らない相談)

- ・ 既存の窓口において、世代や属性を問わず、相談を包括的に受け止める
- ・ 適切な部署へのつなぎ、連携により解決を図る



【主な相談窓口の例】

地域包括支援センター、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」、子育て世代包括支援センター「ふなここ」、子育て支援センター 他

新規

② 多機関協働事業

- ・ 役割分担・各分野へのつなぎ調整
- ・ アセスメント
- ・ 複合的課題を抱えた人等の個別の支援プラン作成

調整役：地域福祉課・「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」



新規

③ アウトリーチ支援



II 参加支援

新規



- ・ ひきこもり状態の人などの社会とのつながりを回復させる
- ・ 必要な資源を開拓し、本人のニーズにあわせて資源との間を取り持つ



・ 就労準備支援事業 (地域福祉課 ※さーくる・市社協で実施)

※現行は生活困窮者が対象であるが、対象を拡大し、生活困窮者以外も対象とする

III 地域づくり支援

地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくり



- ・ 地区社協活動拠点整備事業補助金、生活支援体制づくり推進事業、生活困窮者等のための地域づくり事業 (地域福祉課)
- ・ 地域活動支援センター運営費補助金 (障害福祉課)
- ・ 地域活動支援センター事業 (保健総務課)
- ・ シルバーリハビリ体操推進事業、アクティブシニア介護予防補助金 (健康づくり課)
- ・ 地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援課) 他